

令和 8 年 7 月 30 日付け公告の内容

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 4 項の規定に基づき、変更後の県営利根南部地区土地改良事業（区画整理）の計画の概要について、関係町長及び予定管理者と協議するので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により公告する。

なお、同法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）第 57 条の 2 の 2 第 2 項に規定する事項は、下記のとおりとする。

令和 8 年 7 月 30 日

記

1 縦覧に供すべき書類の名称

変更後の県営利根南部地区土地改良事業（区画整理）計画の概要

2 縦覧の期間

令和 8 年 7 月 31 日から令和 8 年 8 月 28 日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所のウェブサイト

4 意見書の提出方法

当該事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、意見がある者の住所、氏名を記載した意見書を提出すること。

5 意見書の提出先

〒300-0504

茨城県稲敷市江戸崎甲 541

茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所